

議案第7号

京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

電子申請等の手続きのDXを円滑に進めるため、適用範囲を明確化し、拡充するために必要な所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成20年京丹後市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び規則」を「及び規則等」に改め、同条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 規則等 実施機関の長が決定した規則、要綱、要領その他の規程をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成20年京丹後市条例第13号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 平成20年3月31日 条例第13号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び<u>規則</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)並びに京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)及び京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第15号)により市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則をいう。</p> <p><u>(2)～(10)</u> (略)</p> <p>第3条～第12条 (略)</p>	<p>京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 平成20年3月31日 条例第13号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び<u>規則等</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)並びに京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)及び京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第15号)により市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則をいう。</p> <p><u>(2) 規則等 実施機関の長が決定した規則、要綱、要領その他の規程をいう。</u></p> <p><u>(3)～(11)</u> (略)</p> <p>第3条～第12条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第 7 号 京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例の一部改正			政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
《政策等の概要》		《市民参加の状況》			
本市では、第3次京丹後市総合計画でICTを活用した行政サービスの充実に取り組むこととしており、行政手続き等のオンライン化を進めている。 こうした中、現状の「規則」に「等」を加えることで、「要綱」や「要領」等による手続きについてもオンライン申請を可能とし、更なる市民の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。		有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）			
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
					その他
					一般財源
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》			
本市では、情報通信技術を活用した行政手続を推進するため「京丹後市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を平成20年3月に制定し、以降、行政手続のオンライン化（DX）を進めている。 現行の条例では、「要綱」や「要領」等に基づく手続きが対象外となっていることから、行政手続のオンライン化（DX）を推進するため条例改正するもの。		現在、オンライン申請の手続数を無制限とする契約を締結しているため、経費の増はない。			
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》			
令和8年2月 例規審査委員会		まちづくり 27の施策	26	未来都市の実現に向けた情報基盤の利活用	
		○その他の計画(該当する場合のみ)			
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
《政策等の実施時期》		担当部局		担当課	
公布の日から施行する。		総務部		デジタル戦略課	
				添付資料（有の場合は、その名称）	
				有 ・ 無	